

先進医療技術の施設基準の見直しに係る対応について

平成 22 年度診療報酬改定における先進医療技術の再評価の結果、継続が妥当と判断された技術について、主に以下の観点から見直しを行う。

1. 技術名及び適応症の明確化

先進医療名として組み合わせて告示している「技術名」と「適応症」を分離して記載することにより、表現の整理及び明確化を図る。

2. 各技術の施設基準の見直し

(例)

- (1) 積極的に普及を促進すべき技術について、一部の施設基準を緩和する。
- (2) 重複すると考えられる要件を一本化する。
- (3) 関連学会により策定された指針等の遵守を要件化する。
- (4) 分野の類似した技術間で施設基準を比較し、適宜、整合性をとる^{※1}。
- (5) その他、以下の事務的な整理を行う。

①診療科名の表記について、関連規定^{※2}に基づき見直しを行う。

②専門医資格の表記について、関連規定^{※3}に基づき見直しを行う。

※1 他技術との整合性の観点から、新たな基準を設けざるを得ない場合もあることから、経過措置を設け、現に先進医療を実施している医療機関に配慮する。

※2 広告可能な診療科名の改正について(平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号)
<参考資料 1 参照>

※3 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について(平成 19 年 6 月 18 日
医政総発第 0618001 号)<参考資料 2 参照>

医政発第 0331042 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

広告可能な診療科名の改正について

平成 18 年の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「医療法等改正」という。）においては、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、広告可能な事項について大幅な規制緩和が行われたところである。

今般、このような改正趣旨等を踏まえ、患者や地域住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の見直しを行うこととし、「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成 20 年政令第 36 号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 13 号）」が平成 20 年 2 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正概要等は下記のとおりである。これらについて御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

記

第 1 改正の趣旨・概要等

1 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 6 第 1 項の規定により、医業及び歯科医業については、医療法施行令（昭

和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。)において診療科名として具体的に規定したものに限り広告可能としていたが、平成 18 年の医療法等改正の趣旨にかんがみ、患者や住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の改正を行ったところである。

具体的に診療科名については、従来、令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、この方式を改め、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めたところである。

今回の改正により、

- ① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるととも、
- ② 従来、診療科名として認められなかった事項である
 - (a) 身体や臓器の名称
 - (b) 患者の年齢、性別等の特性
 - (c) 診療方法の名称
 - (d) 患者の症状、疾患の名称

についても、令第 3 条の 2 第 1 項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することが可能である。

- ③ その他、令第 3 条の 2 第 2 項ニ(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(※)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(※)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能である。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することも可能である。

(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

以上のとおり、診療科名については、相当程度拡大することとしたところである。特に、上記②のように、組み合わせによって新しく広告することが可能となる診療科名については、患者や住民自身が自分

の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられる。また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要がある。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を別表において例示する。

また、組み合わせに当たり、②(a) から (d) までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能である。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることについては、不適切な意味となるおそれがあることから、認められない。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要がある。

2 従来から広告可能とされてきた診療科名との関係

従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、今回の改正により平成20年4月1日以降、診療科名として広告することは認められなくなる。

ただし、改正に係る経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、広告することが認められる。

◎ 平成20年4月1日以降、広告することが認められない診療科名

「神経科」、「呼吸器科」、「消化器科」、「胃腸科」、「循環器科」、「皮膚泌尿器科」、「性病科」、「こう門科」、「気管食道科」

第2 診療科名の広告に関する留意事項

1 医療機関が広告する診療科名の数について

医療機関が広告することができる診療科名について、従来は、医療機関が提供する医療機能に関する情報を効果的に患者、住民等に提示し、患者、住民等による医療機関の選択が適切に行われるようにするという観点から、広告する診療科名の数は、勤務する医師の数にかかわらずないとされていたところである。

今回の診療科名の改正においては、患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、医療機関においては、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましいものとする。

2 診療科名の組み合わせの表示形式について

医療機関が広告する診療科名の表示形式については、患者等に対し当該医療機関における医療機能が適切に情報提供されるよう、以下に掲げる表示形式を採るよう、配慮することが必要である。

① 「○○ △△科」と組み合わせで表示する場合

表示例：「呼吸器内科」
「消化器外科」

② 「○○・△△科」と組み合わせで表示する場合

表示例：「肝臓・消化器外科」
「糖尿病・代謝内科」

③ 「○○科（△△）」と組み合わせで表示する場合

表示例：「内科（循環器）」

3 広告することができない診療科名の表示について

法令上根拠のない名称や、今回の改正による組み合わせの診療科名のうち、診療内容が明瞭でないものや、医学的知見・社会通念に照らし、不適切な組み合わせである名称については、患者等に対して適切な受診機会を喪失させることに繋がるとともに、不適切な医療を提供するおそれがあることから、これらを診療科名とすることは認められず、医療機関が当該不適切な診療科名を広告することは、法に規定する罰則をもって禁止されているところである。

不適切な診療科名として、具体的には以下のとおりである。

- (1) 不適切な組み合わせとして認められない診療科名については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）に具体的に規定しているところ（則第1条の9の4参照）。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

- (2) その他、法令に根拠のない名称については、診療科名として広告することは認められない。具体的には、以下に例示する名称は診療科名として認められない。

◎ 医科に関する名称

「呼吸器科」、「循環器科」、「消化器科」、「女性科」、「老年科」、「化学療法科」、「疼痛緩和科」、「ペインクリニック科」、「糖尿病科」、「性感染症科」など

◎ 歯科に関する名称

「インプラント科」、「審美歯科」など

なお、これら法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた場合であっても、その広告は認められない。

(別表) 診療科名具体例

医科			歯科
内科	外科	泌尿器科	歯科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科	小児歯科
循環器内科	心臓血管外科	産科	矯正歯科
消化器内科	心臓外科	婦人科	歯科口腔外科
心臓内科	消化器外科	眼科	
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科	
気管食道内科	小児外科	リハビリテーシ	
胃腸内科	気管食道外科	ョン科	
腫瘍内科	肛門外科	放射線科	
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科	
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科	
内分泌内科	形成外科	病理診断科	
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科	
腎臓内科	腫瘍外科	救急科	
神経内科	移植外科	児童精神科	
心療内科	頭頸部外科	老年精神科	
感染症内科	胸部外科	小児眼科	
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこ	
老年内科	肝臓外科	う科	
女性内科	膵臓外科	小児皮膚科	
新生児内科	胆のう外科	気管食道・耳鼻	
性感染症内科	食道外科	いんこう科	
内視鏡内科	胃外科	腫瘍放射線科	
人工透析内科	大腸外科	男性泌尿器科	
疼痛緩和内科	内視鏡外科	神経泌尿器科	
ペインクリニック内科	ペインクリニック外科	小児泌尿器科	
アレルギー疾患内科	外科(内視鏡)	小児科(新生児)	
内科	外科(がん)	泌尿器科(不妊治療)	
内科(ペインクリニック)	精神科	泌尿器科(人工透析)	
内科(循環器)	アレルギー科	産婦人科(生殖医療)	
内科(薬物療法)	リウマチ科	美容皮膚科	
内科(感染症)	小児科	など	
内科(骨髄移植)	皮膚科		

※ 複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名を以下に例示する。

【例：医科】

「血液・腫瘍内科」、「糖尿病・代謝内科」、「小児腫瘍外科」、「老年心療内科」、「老年・呼吸器内科」、「女性乳腺外科」、「移植・内視鏡外科」、「消化器・移植外科」、「ペインクリニック整形外科」、「脳・血管外科」、「頭頸部・耳鼻いんこう科」、「肝臓・胆のう・膵臓外科」、「大腸・肛門外科」、「消化器内科（内視鏡）」、「腎臓内科（人工透析）」、「腫瘍内科（疼痛緩和）」、「腎臓外科（臓器移植）」、「美容皮膚科（漢方）」など

【例：歯科】

「小児矯正歯科」など

ホーム | 新着情報 | 窓口一覧 | よくあるご質問 | ご意見 | リンク集 | サイトマップ

検索

トピックス

平成21年11月10日

医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について

平成14年4月1日付けの医療機関の広告規制の緩和に伴い、医師又は歯科医師の専門性に関し、告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。

また、平成19年4月1日より薬剤師、看護師その他の専門性についても、同様に告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。

現在、医師等の専門性については、以下の団体が認定する資格名について広告が可能となっております。

・医師	資格名の数55(団体の数57)
・歯科医師	資格名の数 4(団体の数 4)
・看護師	資格名の数26(団体の数 1)
(合計	資格名の数85(団体の数62))

【医師の専門性資格】

	(団 体 名)	(資 格 名)
○(社)	日本整形外科学会	整形外科専門医
○(社)	日本皮膚科学会	皮膚科専門医
○(社)	日本麻酔科学会	麻酔科専門医
○(社)	日本医学放射線学会	放射線科専門医
○(財)	日本眼科学会	眼科専門医
○(社)	日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
○(社)	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
○(社)	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
○(社)	日本形成外科学会	形成外科専門医
○(社)	日本病理学会	病理専門医
○(社)	日本内科学会	総合内科専門医
○(社)	日本外科学会	外科専門医
○(社)	日本糖尿病学会	糖尿病専門医
○(社)	日本肝臓学会	肝臓専門医
○(社)	日本感染症学会	感染症専門医
○有限責任中間法人	日本救急医学会	救急科専門医
○(社)	日本血液学会	血液専門医
○(社)	日本循環器学会	循環器専門医
○(社)	日本呼吸器学会	呼吸器専門医
○(財)	日本消化器病学会	消化器病専門医
○(社)	日本腎臓学会	腎臓専門医
○(社)	日本小児科学会	小児科専門医

○(社)	日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医
○有限責任中間法人	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
○(社)	日本超音波医学会	超音波専門医
○特定非営利活動法人	日本臨床細胞学会	細胞診専門医
○(社)	日本透析医学会	透析専門医
○(社)	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
○(社)	日本リハビリテーション医学 会	リハビリテーション科専門医
○(社)	日本老年医学会	老年病専門医
○特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
○特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
○(社)	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
○特定非営利活動法人	日本小児外科学会	小児外科専門医
○有限責任中間法人	日本神経学会	神経内科専門医
○有限責任中間法人	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
○有限責任中間法人	日本乳癌学会	乳腺専門医
○有限責任中間法人	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
○(社)	日本東洋医学会	漢方専門医
○特定非営利活動法人	日本レーザー医学会	レーザー専門医
○特定非営利活動法人	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医
○(社)	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
○有限責任中間法人	日本核医学会	核医学専門医
○特定非営利活動法人	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
○有限責任中間法人	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
○特定非営利活動法人	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
○有限責任中間法人	日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
○有限責任中間法人	日本熱傷学会	熱傷専門医
○特定非営利活動法人	日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
○特定非営利活動法人	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
○一般社団法人	日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医
○(社)	日本生殖医学会	生殖医療専門医
○一般社団法人	日本小児神経学会	小児神経専門医
○特定非営利活動法人	日本心療内科学会	心療内科専門医
○有限責任中間法人	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医

【歯科医師の専門性資格】

	(団体名)	(資格名)
○(社)	日本口腔外科学会	口腔外科専門医
○特定非営利活動法人	日本歯周病学会	歯周病専門医
○有限責任中間法人	日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医
○有限責任中間法人	日本小児歯科学会	小児歯科専門医

【看護師の専門性資格】

	(団体名)	(資格名)
○(社)	日本看護協会	がん看護専門看護師
○(社)	日本看護協会	小児看護専門看護師

- (社)日本看護協会 精神看護専門看護師
- (社)日本看護協会 地域看護専門看護師
- (社)日本看護協会 母性看護専門看護師
- (社)日本看護協会 老人看護専門看護師
- (社)日本看護協会 がん化学療法看護認定看護師
- (社)日本看護協会 がん性疼痛看護認定看護師
- (社)日本看護協会 感染管理認定看護師
- (社)日本看護協会 救急看護認定看護師
- (社)日本看護協会 手術看護認定看護師
- (社)日本看護協会 小児救急看護認定看護師
- (社)日本看護協会 新生児集中ケア認定看護師
- (社)日本看護協会 摂食・嚥下障害看護認定看護師
- (社)日本看護協会 透析看護認定看護師
- (社)日本看護協会 糖尿病看護認定看護師
- (社)日本看護協会 乳がん看護認定看護師
- (社)日本看護協会 訪問看護認定看護師
- (社)日本看護協会 感染症看護専門看護師
- (社)日本看護協会 急性・重症患者看護専門看護師
- (社)日本看護協会 慢性疾患看護専門看護師
- (社)日本看護協会 緩和ケア認定看護師
- (社)日本看護協会 集中ケア認定看護師
- (社)日本看護協会 認知症看護認定看護師
- (社)日本看護協会 皮膚・排泄ケア認定看護師
- (社)日本看護協会 不妊症看護認定看護師

照会先 医政局総務課
03-5253-1111(代表)
高橋(内線2522)

【参考】

○医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨
 - イ 学術団体として法人格を有していること。
 - ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
 - ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
 - ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
 - ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

- へ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

(写)

医政総発第0618001号
平成19年6月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

広告が可能ない医師等の専門性に関する資格名等について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等は別紙のとおりであり、それぞれの届出受理年月日欄に記載の日以降、広告することが可能になったので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(平成19年3月30日付け医政発第0330014号別添)の第3の5(7)イ(1)fにあるように、「医師〇〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門医)」のような形態を主に想定しているため、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、貴管下の医療機関・関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

おって、「広告が可能ない医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」(平成14年7月17日付け医政総発第0717001号)は、廃止する。

(別紙)
略

トップへ

トピックス 厚生労働省ホームページ